

オーストラリアにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法		
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	反ダンピング措置の濫用	<ul style="list-style-type: none"> 2004年4月1日、厚板へのAD暫定税賦課(日本、韓国、中国、インドネシア)。 2009年4月1日、措置期間満了により措置撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> 措置の撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> 税関通達2012/661号 		
	日鉄連			<ul style="list-style-type: none"> (継続) 2012年6月15日、日本、韓国、台湾、マレーシアからの熱延鋼板類に対し、AD調査開始。 2012年12月20日、日本・0%(酸洗コイル)及び7.5%(酸洗コイル以外)、韓国・2.6～11.8%、台湾・2.6～8.2%、マレーシアが15.4%のAD税賦課決定。 2017年4月4日、サンセット見直し調査開始 2017年12月16日、産業・イノベーション・科学研究省による最終決定。日本、韓国、マレーシアに対しては措置撤廃、台湾に対しては措置継続とされた。 			<ul style="list-style-type: none"> 措置の撤廃。 	
	日鉄連			<ul style="list-style-type: none"> (継続) 2013年2月12日、日本、中国、インドネシア、韓国、台湾からの厚板に対するAD調査を開始。 2013年7月19日、台湾を除く4カ国に対し、暫定措置を発動。 2013年12月19日、AD委員会が台湾を除く4カ国(CVDは中国のみ)に対し、クロの最終決定。日本:14.3%、中国:AD:0～22.1%、インドネシア:8.6～19.3%、韓国:0～20.6%のAD税賦課決定、中国には併せて2.6～36.9%のCVD税の賦課が決定。 2018年12月19日、日本、中国、インドネシア、韓国、台湾からの非合金厚板に対するAD措置終了。 				<ul style="list-style-type: none"> 日本に対する調査の中止。
	日鉄連			<ul style="list-style-type: none"> (継続) 2013年10月24日、日本、韓国、台湾、タイからの形鋼に対し、AD調査が開始。 2014年3月14日、日本、韓国、台湾、タイに対し、暫定措置を発動。 2014年11月20日、日本、韓国、台湾、タイに対し、クロの最終決定。日本:12.15～12.23%、韓国:2.52～3.24%、台湾:2.20～7.89%、タイ:18.28～19.48%のAD税賦課決定。 2019年2月11日、措置延長調査開始。 2019年11月11日、措置延長決定。 				
日鉄連	<ul style="list-style-type: none"> (変更) 2014年1月8日、日本、フィンランド、スウェーデンからの合金鋼熱処理厚板に対し、AD調査が開始。 2014年5月19日、日本、フィンランド、スウェーデンに対し、暫定措置を発動。 2014年11月5日、日本、フィンランド、スウェーデンに対し、クロの最終決定。日本:24.5～26.1%、スウェーデン:9.6%、フィンランド:10.8%のAD 	<ul style="list-style-type: none"> 日本に対する調査の中止。 						

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				税賦課決定。 2019年2月11日、措置延長調査開始。 2019年10月4日、措置延長決定。 (変更)		
	日鉄連	(2)	輸入モニタリング	・2002年4月、輸入鋼材全般を対象とした輸入モニタリングの実施。 (継続)	・規制撤廃。	
	時計協	(3)	輸入木製品への燻蒸処理実施義務	・木製品の輸入に際し、全て燻蒸処理を輸出前に完成品レベルで実施しなければならない。 (継続)	・規制撤廃。	
	時計協	(4)	時計バンドの輸出入許可の煩雑	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
	時計協	(5)	ATAカルネによるサンプルの輸出入許可の煩雑	・ATAカルネを使った時計のサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
14 税制	日機輸	(1)	BEPS対応の過度な企業税務情報の開示	・A\$100M以上の売上高がある会社について、会社名、売上高、課税所得、法人税額をエクセル形式で開示する必要がある。課税当局はメディアで取り上げるよう誘導しており、当社のようなコンプライアンス経営に取組む企業まで開示するのは、公平性に欠ける。 (内容、要望ともに変更)	・開示の即時停止を希望する。	<ul style="list-style-type: none"> ・Taxation Administration Act Section 3C Schedule 5 - Tax secrecy and transparency ・Taxation Administration Act Section 3CA Reporting of information by significant global entities
	日機輸			・2016年7月1日以降に始まる決算について、非上場会社であっても、親会社のグローバル連結ベースの売上がA\$1000M以上の場合、上場会社並みの詳細な開示資料の作成し、証券委員会へのファイリングを求める。 (継続)	・従来通りの限定的開示への変更を要望する。	
	日機輸	(2)	ATOによるガイドラインへの具体的なターゲット利益率の記載	・オーストラリア国税庁(ATO:Australian Taxation Office)から公表されたPractical Compliance Guideline 2018/D8によると、業種ごとに利益率をLow risk、Medium Risk及びHigh Riskの3つに区分している。たとえばディストリビューターの場合、EBIT(Earnings Before Interest and Taxes=利払前・税引前利益)の率が2.1%以下の場合、High Riskとされている。 また、2.5億豪ドルを超える売上の場合でHigh Riskの利益レンジに入っている場合は、RTP(Reportable Tax Position)表を移転価格文書とは別に提出することを求められる内容となっている。 (内容、要望ともに変更)	・移転価格調査や修正申告を求める場合、具体的なターゲット利益率を設定することはやめて頂きたい。	・Practical Compliance Guideline 2018/D8

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
14	日商	(3)	外資による買収時に関わるサーチャージ	・州によって細部の規定が異なるが、会社買収時に当該会社が一定以上の不動産を保有する場合、不動産取引があったものとして印紙税が課税されるが、外資による買収では更にサーチャージ(税率は州によって異なる)が課税される。	・サーチャージ撤廃。	・Transfer Duty	
	日商	(4)	外国(法)人に対して、印紙税並びに土地税に対する上乗せ課税(サーチャージ)	・外資による持分比率が50%を超える場合、土地購入時の印紙税及び土地保有に対し毎年課税される土地税に対してサーチャージが課される。開発目的での所有の場合、上記サーチャージは免除されるものの、弊社が生業とする住宅事業において、建売住宅用地や展示場用地を購入する場合には免除規定がない。	・NSW州、QLD州、VIC州と同様の免除規定の導入。	・Foreign Transfer Tax ・Foreign Landholder Duty	
16	雇用	日商	(1)	工場従業員の夜間労働禁止	・ニューサウスウェールズ州にて工場新設を検討していた際に、従業員の夜間就労禁止という規制のため工場の24時間操業の前提がくずれた。	・設備の特性上連続操業が必要な工場には夜間操業を認めてもらいたい。	
17	知的財産制度運用	製薬協	(1)	Market-size Damage	・特許権者である先発メーカーが、自己の特許権を正当に権利行使して後発品に対する差止請求を行なったにもかかわらず、政府(DOH)がmarket size damageを要求した事件が係属中である。 仮に政府の要求が認容され確定すれば、特許権者の権利を間接的に制限しようとする政府による圧力であり、知的所有権の侵害発生を防止するための救済措置や抑止措置が可能となるような国内環境を確保することが求められるTRIPSに違反する虞がある。 (継続)	・特許権者側が、審査官に対して意図的に虚偽の応答をした、データを捏造したなど、悪質な手段により不当に権利化した特許の権利行使や、特許権者が無効と知りながら行なった権利行使など権利濫用の場合に限定されるべきである。	・TRIPS 42、44条 ・Commonwealth of Australia v Sanofi-Aventis & Ors commenced in the Federal Court of Australia
26	その他	日機輸	(1)	電力需給の逼迫と電力コストの上昇	・アルミ製錬所の安定稼動には、十分なベースロードを担保する安定的な電力供給が必要だが、石炭火力発電の撤廃や再生可能エネルギー発電への急激な移行により、特に夏場においては電力需給が逼迫、急激な電力需要増に対応できないことによる送電網トラブル等を原因として停電が頻発している。 2016年12月及び2019年11月には送電トラブルを背景に工場が瀕死状態となるレベルの停電が発生、大きな損失を被った。加えて、豪州では需給逼迫を背景に電力価格高騰状態が続いており、電力集約型産業であるアルミ製錬所は世界的に見て競争力を失っており、工場閉鎖の危機に瀕している。 (内容、要望ともに変更)	・当地産業への出資を継続するためにも、安定的な電力供給及び電力価格低減をお願いしたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。